鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１６号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和３４年鳥取市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１４条の６中「６１万円」を「６３万円」に改める。

第１４条の１１中「１６万円」を「１７万円」に改める。

第１８条第１項中「６１万円」を「６３万円」に改め、同項第２号中「２８万円」を「２８万５，０００円」に改め、同項第３号中「５１万円」を「５２万円」に改め、同条第３項中「６１万円」を「６３万円」に改め、同条第４項中「６１万円」を「６３万円」に、「１６万円」を「１７万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。